

生活保護法による指定医療機関の皆様へ ～医療扶助の運営へのご協力をお願い～

1 生活保護法による医療扶助

生活保護法は、憲法第25条の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

医療扶助はこの生活保護法における8つの扶助（生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭）のうちのひとつです。

裏面記載の「指定医療機関医療担当規程」や指定時及び更新時にお配りしております「生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の手引」などにより生活保護制度の趣旨を十分ご理解いただくとともに、医療給付可否意見書の作成や、病状実態調査への対応等、医療扶助の適正かつ円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

2 後発薬品の使用促進について

生活保護制度の医療扶助については、従来から後発薬品の使用促進が行われてきており、県内における生活保護受給者の後発薬品の使用率は9割を超えています。

後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでおり、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになっております。

生活保護受給者における後発薬品の更なる使用促進を図るようご協力をお願いいたします。

3 生活保護法による指定医療機関の個別指導について

個別指導は、生活保護受給者に対する医療が効果的に行われるよう、福祉事務所と指定医療機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保険者の医療給付に関する事務及び給付状況等について診療録その他の帳簿書類を閲覧し、懇談指導を行うものです。

来年度の実施にあたり個別指導を実施する指定医療機関には、事前にお知らせしますので、ご協力をお願いいたします。

○ 指定医療機関医療担当規程

(昭和二十五年八月二十三日)
(厚生省告示第二百二十二号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条第一項の規定により、指定医療機関医療担当規程を次のとおり定める。

指定医療機関医療担当規程

(指定医療機関の義務)

第一条 指定医療機関は、生活保護法(以下「法」という。)に定めるところによるのほか、この規程に定めるところにより、医療を必要とする被保護者(以下「患者」という。)の医療を担当しなければならない。

(医療券及び初診券)

第二条 指定医療機関は、保護の実施機関の発給した有効な医療券(初診券を含む。以下同じ。)を所持する患者の診療を、正当な事由がなく拒んではならない。

第三条 指定医療機関は、患者から医療券を提出して診療を求められたときは、その医療券が、その者について発給されたものであること及びその医療券が有効であることをたしかめた後でなければならない。

(診療時間)

第四条 指定医療機関は、自己の定めた診療時間において診療するほか、患者がやむを得ない事情により、その診療を受けることができないときは、患者のために便宜な時間を定めなければならない。

(援助)

第五条 指定医療機関が、患者に対し次に掲げる範囲の医療の行われることを必要と認めたとときは、速やかに、患者が所定の手続をすることができるよう患者に対し必要な援助を与えなければならない。

- 一 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 二 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 三 移送
- 四 歯科の補綴

(後発医薬品)

第六条 指定医療機関の医師又は歯科医師(以下「医師等」という。)は、投薬又は注射を行うに当たって、後発医薬品(法第三十四条第三項に規定する後発医薬品をいう。以下同じ。)の使用を考慮することとする。投薬を行うに当たっては、医学的知見に基づき後発医薬品を使用することと認められた場合には、原則として、後発医薬品により投薬を行うものとする。

2 指定医療機関である薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制を確保する努めなければならない。

3 指定医療機関の薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が厚生労働省令で定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した医師等が後発医薬品に係る調剤を行うときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、指定医療機関である薬局の薬剤師は、原則として、後発医薬品を調剤するものとする。

(証明書の交付)

第七条 指定医療機関は、その診療中の患者及び保護の実施機関から法による保護につき、必要な証明書又は意見書、等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。指定医療機関は、患者の医療を担当した場合において、正当な理由がない限り、当該医療に關する費用の請求に係る計算の基礎となつた項目ごとに記載した明細書を無償で交付しなければならない。

(診療録)

第八条 指定医療機関は、患者に関する診療録に、国民健康保険の例によつて医療の担当に關する事項を記載し、これを他の診療録と區別して整備しなければならない。

(帳簿)

第九条 指定医療機関は、診療及び診療報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から五年間保存しなければならない。

(通知)

第十条 指定医療機関が、患者について左の各号の一に該当する事実のあることを知つた場合には、すみやかに、意見を附して医療券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 患者が正当な理由なくして、診療に関する指導に従わないとき。
- 二 患者が詐偽その他不正な手段により診療を受け、又は受けようとしたとき。

(指定訪問看護事業者に関する特例)

第十一条 指定医療機関である健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者(同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。)若しくは同法第三十五条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者(同法第八条の二第三項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。)にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「診療録」とあるのは「諸記録」と、国民健康保険の例によつて」とあるのは「国民健康保険又は後期高齢者医療の例によつて」と、「診療録」とあるのは「諸記録」と、それぞれ読み替えて適用するものとする。

(薬局に関する特例)

第十二条 指定医療機関である薬局にあつては、第五条の規定は適用せず、第八条中「診療録」とあるのは「調剤録」と読み替え適用するものとする。

(準用)

第十三条 第一条から第十条までの規定は、医療保護施設が患者の診療を担当する場合に、第一条から第五条まで、第七条第一項及び第八条から第十条までの規定は、指定助産機関又は指定施設が被保護者の助産又は施術を担当する場合に、それぞれ準用する。